

## 登米市経営維持臨時給付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少し、家賃、人件費等固定経費の負担により事業継続が困難となっている事業者に対して登米市経営維持臨時給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、市内事業者の事業継続を下支えすることを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 給付金の交付対象者は、市内に主たる事業所を有し、市税の未納がない市内事業者（フランチャイズチェーン店を除く。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における分類表のうち別表のいずれかに該当する事業者（以下この条において同じ。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が令和2年1月から同年12月までの間、前年同月と比較して20パーセント以上50パーセント未満減少している事業者であって、持続化給付金を申請していない者

2 令和2年1月から同年3月までに創業した事業者にあつては、同年1月から同年12月までの一月の事業収入が、同年1月から同年3月までの平均事業収入より20パーセント以上50パーセント未満減少している事業者であつて、持続化給付金を申請していない者

### (給付金の額)

第3条 給付金の額は、次のとおりとする。

- (1) 次号に掲げる事業者以外の事業者 平成31年1月から令和元年12月までの事業収入（法人にあつては、直前の事業年度の事業収入）の合計額から事業者が指定した月の事業収入に12を乗じて得た額を控除した額（以下「第1号基準額」という。）とし、1事業者当たり50万円を上限とする。ただし、給与等に準ずる支給を受けている者は20万円を上限とする。
- (2) 前条第2項の規定に該当する事業者 令和2年1月から同年3月までの平均事業収入から事業者が指定した月の事業収入を控除して得た額（以下「第2号基準額」という。）とし、1事業者当たり50万円を上限とする。ただし、給与等に準ずる支給を受けている者は20万円を上限とする。

### (交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者は、登米市経営維持臨時給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1項第2号又は第2項に規定する期間に係る事業収入の減少が確認できる書類の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）

(3) 振込先口座及び口座名義が分かる通帳の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条の申請は、令和3年2月10日までに行わなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の申請書及び添付書類の内容を審査の上、給付金を交付することが適当と認めたときは、給付金の交付を決定し、登米市経営維持臨時給付金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(給付金の返還)

第6条 市長は、給付金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) 持続化給付金の対象要件を満たし申請するとき。

(2) 第4条第1項の申請の内容に虚偽があったとき。

(3) 前条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、既に給付金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、適当な期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により給付金の返還を命ぜられた場合（第1項第1号の規定に該当する場合を除く。）は、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号）第19条の規定の例により、加算金及び延滞金を市に納付しなければならない。

(報告及び検査)

第7条 市長は、給付金の交付決定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年1月18日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(給付金の交付の特例)

3 令和3年1月15日までに給付金の交付を受けた事業者については、次のとおり給付金を追加で交付する。ただし、給与等に準ずる支給を受けている者は除く。

(1) 第1号基準額又は第2号基準額が50万円未満の場合 第1号基準額又は第2号基準額から既に交付を受けている給付金の額を控除した額

(2) 第1号基準額又は第2号基準額が50万円以上の場合 30万円

(交付申請の特例)

- 4 前項に規定する給付金の追加の交付に係る申請は、不要とする。ただし、申請時における第1号基準額又は第2号基準額が50万円に満たない場合であって、その後申請時に指定した月よりも事業収入が減少している月がある場合は、登米市経営維持臨時給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に第4条第1項第1号に規定する書類を添えて、改めて申請することができる。

## 別表（第2条関係）

大分類	
C	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業
E	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業、郵便業
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項まで及び第13項の規定に該当する者は除く。
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉
Q	複合サービス事業
R	サービス業（他に分類されないもの） ※宗教、政治・経済・文化団体を除く